

基監発 0215 第 1 号

平成 28 年 2 月 15 日

全国社会保険労務士会連合会会長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士の懲戒処分について

標記について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 3 の規定に基づき、下記の者に対し懲戒処分を行ったので通知します。

記

1 氏 名 木全 美千男 （きまた みちお）
生年月日 昭和 30 年 2 月 25 日
住 所 愛知県一宮市千秋町浮野字中向得 350-2
登録番号 第 23880043 号

2 処分の内容

平成 28 年 2 月 12 日から 3 か月の社会保険労務士の業務の停止

3 懲戒処分の原因となる事実

社会保険労務士木全美千男は、労働関係諸法令の専門家でありながら、それを遵守することの必要性が社会的に共有されている中で、「社員をうつ病に罹患させる方法」、「ストレスチェックの主目的はうつ病のあぶり出し」など、①社会保険労務士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容、②社会保険労務士の職責（公正な立場での業務の遂行）

に反する内容、③社会保険労務士の業務を行うに当たり必要とされる労働関係諸法令の理解が不十分と認められる内容、④社会保険労務士の信用及び品位を害する内容、⑤使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為を唆すような内容について、平成 27 年 4 月 10 日から平成 27 年 12 月 4 日（「社員をうつ病に罹患させる方法」については平成 27 年 12 月 3 日）まで、「すご腕社労士の首切りブログ モンスター社員解雇のノウハウをご紹介!!」と題する自らのブログに継続的に掲載し、公に発信したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 1 条の法の目的規定の趣旨に反するとともに、同法第 1 条の 2 及び第 16 条の規定にも反することから、同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由のこの法律の規定に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当するものである。

基監発 0215 第 2 号
平成 28 年 2 月 15 日

愛知労働局長 殿

厚生労働省労働基準局監督課長

社会保険労務士の懲戒処分について

標記について、社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 3 の規定に基づき、下記の者に対し懲戒処分を行ったので通知します。

記

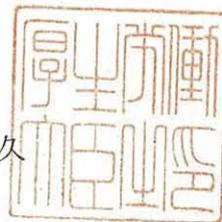
- 氏名 木全 美千男 （きまた みちお）
生年月日 昭和 30 年 2 月 25 日
住 所 愛知県一宮市千秋町浮野字中向得 350-2
登録番号 第 23880043 号
- 処分の内容
平成 28 年 2 月 12 日から 3 か月の社会保険労務士の業務の停止
（別添「社会保険労務士懲戒処分通知書」（写）のとおり。）



厚生労働省発基 0210 第 1 号
平成 28 年 2 月 10 日

愛知県一宮市千秋町浮野字中向得 350-2
木全 美千男 殿

厚生労働大臣 塩崎 恭久



社会保険労務士懲戒処分通知書

社会保険労務士法（昭和 43 年法律第 89 号）第 25 条の 3 の規定に基づき、あなたを下記の理由により、この通知を受け取った日の翌日から 3 か月の社会保険労務士の業務停止の処分とする。

記

あなたは、労働関係諸法令の専門家でありながら、それを遵守することの必要性が社会的に共有されている中で、「社員をうつ病に罹患させる方法」、「ストレスチェックの主目的はうつ病のあぶり出し」など、①社会保険労務士制度の目的（事業の健全な発達と労働者等の福祉の向上に資すること）に反する内容、②社会保険労務士の職責（公正な立場での業務の遂行）に反する内容、③社会保険労務士の業務を行うに当たり必要とされる労働関係諸法令の理解が不十分と認められる内容、④社会保険労務士の信用及び品位を害する内容、⑤使用者による労働者に対する違法な権利侵害や刑罰法規に違反する行為を唆すような内容について、平成 27 年 4 月 10 日から平成 27 年 12 月 4 日（「社員をうつ病に罹患させる方法」については平成 27 年 12 月 3 日）まで、「すご腕社労士の首切りブログ モンスター社員解雇のノウハウをご紹介!!」と題する自らのブログに継続的に掲載し、公に発信したものである。

以上の行為は、社会保険労務士法第 1 条の法の目的規定の趣旨に反するとともに、同法第 1 条の 2 及び第 16 条の規定にも反することから、同法第 25 条の 3 に定める懲戒処分事由のこの法律の規定に違反したとき及び社会保険労務士たるにふさわしくない重大な非行があったときに該当するものである。

（教示事項）

この処分に対する取消訴訟については、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、提起することができます（処分があった日から 1 年を経過した場合を除きます。）。